

障害のある外国人児童生徒の教育的支援についての一考察

A Study on Educational Support for Foreign Students with disabilities

中村 友香, 彭地, 周怡, 徐家歡, 田中 淳一, 高橋 眞琴

NAKAMURA Yuka, PENG Di, ZHOU Yi, XU Jiahuan, TANAKA Junichi and TAKAHASHI Makoto

鳴門教育大学学校教育研究紀要

第 36 号

Bulletin of Center for Collaboration in Community

Naruto University of Education

No.36, Feb, 2022

障害のある外国人児童生徒の教育的支援についての一考察

A Study on Educational Support for Foreign Students with disabilities

中村 友香*, 彭地**, 周怡**, 徐家歡**, 田中 淳一**, 高橋 眞琴**

*〒772-8502 鳴門市鳴門町高島字中島 748 番地 兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科 (鳴門教育大学)

**〒772-8502 鳴門市鳴門町高島字中島 748 番地 鳴門教育大学大学院学校教育研究科

NAKAMURA Yuka*, PENG Di, ZHOU Yi, XU Jiahuan, TANAKA Junichi and TAKAHASHI Makoto**

*The Joint Graduate School (Ph.D.Program) in Science of School Education, Hyogo University of Teacher Education
(Naruto University Education)

748 Nakajima, Takashima, Naruto-cho, Naruto-shi, 772-8502, Japan

**The Master of Education Program in the Graduate School of Naruto University of Education

748 Nakajima, Takashima, Naruto-cho, Naruto-shi, 772-8502, Japan

抄録：日本国内において障害のある外国人児童生徒は、年々増加傾向にあるが、具体的な教育的支援の研究が多く存在するとはいいがたい。本研究では、筆者らの多国籍の児童生徒が在籍する学校教育の研究経験や知見に基づき、障害のある外国人児童生徒の支援について、考察を行うことを目的とした。まず、外国人留学生から見た障害のある外国人児童生徒の支援に関する意見では、各障害特性への支援以外に母国語や文化的背景を意識した工夫点があげられた。次に各国の教育的支援では、多国籍を意識した支援枠組が構築されていた。障害のある外国人児童生徒を支援するにあたっては、社会から孤立させないための関わりが重要であり、母国語での対応ができるような体制の整備や実態に応じて多様な学習形態をとることができるような柔軟な支援のあり方が求められており、学校や関係機関、地域との関係形成の重要性も示唆された。

キーワード：障害のある外国人児童生徒、特別な教育的ニーズ、教育的支援

Abstract：There is an increase in the number of foreign students with disabilities in Japan every year, but little study has been done to concrete educational support. The purpose of this study is to examine the support for foreign students with disabilities based on our research experience and knowledge in the scene of school education. First, from the perspective of international students, their opinions on the support for foreign students with disabilities pointed out that in addition to support for each disability characteristic, there were some ideas that were conscious of their mother tongue and cultural background. Next, in the educational support of each country, a support framework that was conscious of multinational was constructed. In supporting foreign students with disabilities, it is important to be involved in keeping them from being isolated from society, and it is necessary to establish a flexible support system that allows them to respond in their native language and to introduce various learning styles according to each situation. It was suggested that the importance of forming relationships with schools, related organizations, and the community.

Keywords：foreign students with disabilities, special educational needs, educational support

I. 問題と目的

文部科学省(2019)「外国人児童生徒等教育の現状と課題」によると公立学校における日本語指導が必要な児童生徒数は、増加傾向にあり、特に、障害のある外国人の子どもたちの就学にあたっては、「総合的な観点からの就学先決定」や「言語・教育制度・文化的背景の違いに留意した本人や保護者への丁寧な説明」が求められている。

国立障害者リハビリテーションセンター 発達障害情報・支援センターにおいては、「発達障害に関する外国人保護者向けパンフレット」をやさしい日本語版をはじめとして、その他15か国語で発行している。その中では、検診、相談、発達障害の説明、病院受診、障害者手帳、暮らしに役立つ情報などの項目がきめ細やかに記載されている。文部科学省(2021)「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～(答申)(中

教審第 228 号)」においては、「幼児教育、義務教育、高等学校教育の全ての教育段階において、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念を構築することを旨として行われ、また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)や、今般の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)の改正も踏まえ、全ての子どもたちが適切な教育を受けられる環境を整備すること

が重要である。」(文部科学省, 2021, p.21)と示されており、特に、「全ての子供たち」の部分には、「障害のある外国人児童生徒等への対応も重要である。」(文部科学省, 2021, p.21)と脚注がなされている。特に、障害のある外国人児童生徒については、「障害のある外国人児童生徒等が特別支援学校、特別支援学級及び通級による指導において学ぶ際には、児童生徒等の障害の状態等に応じたきめ細かい指導・支援が行われるよう、文部科学

表 外国人留学生からみた障害のある外国人児童生徒の支援(概要)

| | 主な意見の概要 |
|-----------------|--|
| 肢体不自由 | <ul style="list-style-type: none"> 対象者の文化背景や母国語を理解する。 身体を介した相互交渉を通じて、簡単な行動を理解してもらうなど、初歩的な人間関係を育み、言語の理解、行為の調整と関連づける。 生活上の様々な場面を想定し、相手の言葉や表情などから、相手の立場や相手が考えていることを推測するような指導を行う。 本人の好きな活動などにおいて、感情を表した絵やシンボルマーク等を用い信頼関係を築く。 多様なコミュニケーション手段を対象者に応じて選択し、コミュニケーションの内容を把握する。 保護者も含めた社会活動への参加を促進する。 対象者と同じ国の留学生に研修を行いボランティアとして、母国語で支援を行う機会を設定する。 |
| 重度・重複障害 | <ul style="list-style-type: none"> 母語ができる支援者が外出時、治療場面、学習場面で、支援する。 支援者は、対象者の母国語と、対象者の非言語を理解し、支援を行う。 対象者の環境的なケア、社会的サポート、関心などへのケアを行う。 周囲の人と事物を共有する方法、周囲の人に関心を向けたり、助けを求めたり、共感する方法などを指導する。 日本の既存の支援システムと方法(サイズなど)が対象者と合っているかどうかを確認する。 家族と生活状況や生活目標の共有や理解を行いその負担や困難を踏まえ、支援計画を策定する。 文化や言語の違いで孤独感や不信感を感じやすい状況があるため、実感のあるコミュニケーションを行って、関わる人が外国人生徒の文化などを理解する必要がある。 保護者が気軽に相談できる場所作りを行う。 対象者の環境への適応、異文化の交流、地域関係機関の連携や住民の協力を得る。 |
| 病弱 | <ul style="list-style-type: none"> 病気の状態や文化的背景も多様であるため一人ひとりの子どもの実態の的確な把握が必要である。 子どもが自分で目標を立て、主体的に学習する。 自己肯定感を高め、自己受容感を高める。 ICT 機器を介して集団活動の参加を促し、コミュニケーションの機会を増やす。 タブレット、PC の中に、理解できない箇所や教員に聞きたくない(自閉症・抑うつ症など)場合もあるため、児童生徒によっては、母国語翻訳機能を設定する。 精神疾患、いじめや虐待経験なども懸念されるため、学校での自立活動を行う必要がある。 自己評価を用い、分析することで自身の変容や成長に気付くことができる。 学校での授業などについては、PC、実験器具などを使うことにより、コミュニケーションを促進する。 慢性的な病気や虚弱体質に応じたメンタルケアが必要である。 同年代の子どもが触れあえるような機会を設定する。 外部集団とのコミュニケーション機会を設定する。 保護者や国際支援センター関係との連携を行う。 |
| 知的障害 (特に自閉症) | <ul style="list-style-type: none"> 国籍にかかわらず、早めに実態把握を行い、過敏性や得意な面を把握する。 言葉や文字以外にも写真や絵などの具体的な実物を活用する。 個人の趣味や好みによって、学習意欲の向上をはかる。 国によって、趣味や文化特徴が異なるため、一人一人の支援方法をデザインし、学習や遊びの中でどのように、他者と関係するのか考える。 自閉症のある外国人の児童生徒の独特のコミュニケーション方法(表情、目線、動き、ジャスチャーなど)を理解する。 絵や写真で表現して、人間関係を徐々に形成する。絵や写真をどのように理解しているかを観察して、思考パターンを確認する。 映画、音楽、絵画、遊具など様々な手段で子どもの興味を促し、支援を行う。 情報交換ノートに、正直な気持ちや担当がいけないときの出来事などを書いて、お互いの思いが伝わるようにする。どのようにすればいいのか自分の気持ちが整理しやすく、悩みが解決されることも多い。 |
| 視覚障害 | <ul style="list-style-type: none"> デジタル教科書で、文字の拡大縮小、ハイライト、共有、反転、リフロー、音声読み上げ、総ルビ、検索、保存などを活用する。 デジタル教材として、動画・アニメーション、ドリル・ワーク、参考資料などを使用する。 個人視覚特性の分析と個別対応(感光、色の判別、文字拡大)の分析を行う。 デジタル教科書やタブレット端末に個人が学ぶ教育課程の内容を掲載し、ここに合わせた文字の大きさや音の高さを調整することで、学びの楽しさを味わえるようになり、主体的な学びの意識が向上する。 ストーリー性や冒険性のある学習では、外国人の児童が自分の肌色や髪色を自分で決めるアバターを用い、子供たちに代入感、責任感、使命感を持たせ、学習意欲を高めることができる。 母国語の翻訳を入れると、一層深く知識を理解させることができる。 音声案内やタブレットへの凸凹のタッチパネルを貼ることで、音声ガイドや触察で、学習の目的を達成することもできる。 拡大読書機を使用し、教科書やプリントを見やすいものにする。 学校でのあん摩、データ処理などの個人に適合する授業も望まれる。 |
| 聴覚障害 | <ul style="list-style-type: none"> 大きな動作やはっきり分かる表情を通じて、周囲の人の感情を知ることができ良い雰囲気を作る。 人間は、特定のリズムに合わせて動くと楽しくなり、国籍とも関係なく、人間だれでも感じられるもので、特定のリズムでダンスや体操を作って、一緒に踊って、時々ゆっくり、時々急ぐといった形をとると感情表現につながる。 手話や筆談や字幕などの方法は、コミュニケーションになる。 理解しにくい内容などがあったら、イラストや写真がついているとわかりやすい。必要に応じて、ヘルパーが側で説明すると、安心感期待感が得られ、楽しく過ごせるようになる。 手歌を用いることで外国人かどうか関係なく、集団意識ができ、より感情的なつながりができやすくなる。手歌に内在するうれし気持ちや未来を期待しているなどの気持ちを感じ、共に共有することができる。 |

省の補助事業も活用した指導体制の構築が必要である。」(文部科学省, 2021, p.73)と述べられている。境・都築(2012, p.39)は、発達障害が疑われる外国人児童生徒の指導について、「コミュニケーションから派生する問題なのか、異文化接触から派生する問題なのか、発達障害に起因する問題行動なのか、等の特定が困難である」と指摘している。しかしながら、特別支援教育の文脈で、障害のある外国人児童生徒の具体的な教育的支援については、あまり研究が多く存在するとはいいがたい。

筆者らは、これまで、欧米や東アジアにおいて、多国籍の児童生徒が在籍する教育実践に係る研究を行ってきており、これらの研究内容が今後の障害のある外国人児童生徒に対する教育的支援と関連するのではないかと考えた。そこで、本研究においては、筆者らのこれまでの研究経験や知見に基づき、障害のある外国人児童生徒について、考察を行うことを目的とする。

II. 外国人留学生からみた障害のある外国人児童生徒の支援

ここでは、外国人留学生からみた障害のある外国人児童生徒の支援に係る意見について取り上げる。意見のとりまとめについては、障害に関連する20xy年度大学院授業の外国人留学生受講生(11名)から出た意見を要約し、同じ意味の内容が記述されている場合には統合した。当該授業では、一般的に日本国内で行われている各障害特性や支援の概要が取り扱われた。特に、知的障害については、昨今、特別支援学校や特別支援学級では、自閉症の児童生徒が増加傾向であるため自閉症の特性が取り扱われた。また、視覚障害では、デジタル教科書の内容が、聴覚障害では手歌について取り扱われた。

当該授業の受講生からの研究協力については、研究への協力は自由意思に基づくものであること、出された意見は個人が特定されないように配慮されることを説明し、同意書を作成している。表は、外国人留学生からみた障害のある外国人児童生徒の支援についてであり、各障害種別について、意見が述べられている。

まず、どの障害種においても、「対象者の文化背景や母国語を理解する。」ということがあげられている。特別支援教育でも重視されている一人ひとりの実態の早期把握や関係機関との連携はもとより、日本語の支援員や国際支援センター等、幅広い機関との関わりが必要となる。日本語だけでなく、母国語での支援や、母国の文化や習慣を理解した上での支援も、児童生徒とのコミュニケーションや信頼関係の構築を図る上で大切である。さらに、身振り手振りなどの身体動作、絵や写真などの具体物といった言語に左右されない共通のツールを活用することも求められている傾向が見て取れる。他の感覚を生かして学ぶこと、学習意欲及び学習効率の向上に効果

があると考えられる。

次に、病弱での「ICT機器を介して集団活動の参加を促し、コミュニケーションの機会を増やす。」といった意見や視覚障害でのデジタル教科書機能の記述など、ICT機器やデジタル教科書の活用も複数の障害種であげられている。とりわけ、コンピュータやタブレット端末等のICT機器は柔軟性があり、外国人児童生徒でもスムーズに教育を受けられることが期待される。

聴覚障害について、「人間は、特定のリズムに合わせて動くと楽しくなり、国籍とも関係なく、人間だれでも感じられるもので、特定のリズムでダンスや体操を作って、一緒に踊って、時々ゆっくり、時々急ぐといった形をとると感情表現につながる。」という意見があげられていた。人間は最初に目で世界を見て、複雑なものを簡単な幾何学の図形と見なし、その些細な動きにも容易に気づくので、聴覚障害のある子供はよりに物の形や動き方に気づきやすいと考えられる。同じリズムで踊りなどのやり方は、時には言葉よりも感情の伝達が容易になる。言語の交流は文化と言語の違いがあるかもしれないが、一緒に踊って、同じリズムを見つけてお互いに感情を伝えるのは国境がない。聴覚障害のある外国人児童生徒にとっても、障害のない人にとっても楽しく、相互の関係を構築できる支援方法であると考えられる。

外国人児童生徒に対しては、まずは、対象者の国文化や好きな活動を予め予想することが必要で、生活上の種々な場面を想定し、身体を介した相互交渉を通じて、簡単な行動の理解を促し、言語の理解、行為の調整と関連づけることを通して、対象者の立場や相手が考えている内容を推測するような指導を行うことも考えられる。例えば、身体を介した相互交渉を行う際は、多様なコミュニケーション手段を対象者に応じて選択し、身振り手振り以示すなどからコミュニケーションの内容を把握することが欠かせないものである。また、対象者と同世代で同国籍の児童生徒と一緒に研修を行い、相互にサポートできる体制や孤独感から抜け出せるような活動を図ることが望ましい。

III 東アジア及び欧米における多国籍児童生徒を含む教育的支援の知見からの検討

ここまでは、外国人留学生からみた障害のある外国人児童生徒の支援について述べてきたが、次に、筆者らのこれまでの東アジア(特に、中国)及び欧米における多国籍児童生徒を含む教育的支援の知見から、障害のある外国人児童生徒の支援について、検討していきたい。尚、以下の内容は、筆者らの専門分野におけるこれまでの知見であるため、必ずしも各障害種別に対応した網羅的な記述とはなっていない。

1. 中国からの視覚障害児童生徒の支援について

1) 背景

文部科学省(2020)「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査(平成30年度)(訂正)」によると、日本語指導が必要な外国籍の児童生徒数は40,755人となっている。一方、『「外国人雇用状況」の届出状況まとめ』(厚生労働省, 2021)によると、2020年10月末現在の中国人労働者数は419,431人で、ベトナムに次いで第2位となっている。なお、少子高齢化の進行で、今後、外国人労働者数の増加が予想され、日本における中国籍の視覚障害児童生徒の存在が見込まれている。以上のことから、就学先の検討や学習上の支援といったニーズを把握し、ニーズに応じた対応を分析することが必要であろう。

2) 就学先決定までの支援

日本では、障害のある子どもの就学先を検討するにあたって、就学相談で、子どもの発達や障害の状態について、本人、保護者、教育委員会、専門家等の合意形成を経て、適切な就学先を決定するのが一般的である。しかし、日本語が不自由な中国人保護者から相談を受けた場合、意思疎通がスムーズに行われないことも予測され、最終的な就学先の決定に影響を及ぼす可能性が考えられる。そのため、中国語の対応が可能な就学相談員を設置するほか、中国語で書かれた就学ガイドブックを窓口を用意することが重要であろう。入学予定の子どもの健康状態を把握し、学習上又は生活上で留意すべきことを検討するため、就学时健康診断が実施されているが、同様に、中国からの視覚障害児童生徒に対して発達検査が行われた場合、日本語が十分に理解できないため、発達検査の結果が子どものもっている能力と異なった判定となる可能性も否定できない。なお、視覚障害の認定基準は、中国と日本では大きく異なり、過去の視力検査の結果を参照できないという状況がある。よって、就学时健康診断を行う際に、中国語に翻訳した点字問題冊子や拡大問題冊子を用意するほか、日本における視覚障害の認定基準とその結果によって受けられるサービスの内容を子ども本人及び保護者に説明することも必要であろう。

3) 日本語点字教育

前述したとおり、日本語指導が必要な外国籍の児童生徒のうち、中国語を母語とする児童生徒の人数は、依然として多い状況であり、中国からの視覚障害児童生徒の潜在的な日本語点字教育に対するニーズも検討される。しかしながら、日本語教育における点字指導の具体的な手法は、あまり見受けられない。秋元ら(2014, p.289)も「国内外ともに、点字を使って日本語を指導する教育機関は非常に限られており、指導ができる専門家も少なく」と指摘していることから、日本語教員養成機関における視覚障害に対応した教育課程を編成し、点字の読み

書きができる日本語教師などの専門的な人材を育成することも必要であると考えられる。

4) 歩行指導の留意点

視覚障害児童生徒が一人で安全に歩行できるため、公共交通機関の利用の練習を行うことや、交通ルールを学ぶことが重要である。しかし、中国と日本では、公共交通の乗り方や交通ルールが大きく異なり、とりわけ中国の道路交通は、車が右側通行であるため、両国の車両の通行方法には差異がみられる。これらの差異を踏まえて、歩行訓練の際には、中国からの視覚障害児童生徒に対して適切な支援をするほか、子どもの母国の交通事情に関心を持ち、異文化を理解することも必要であると考えられる。

2. 中国からの聴覚障害児童生徒の支援について

中国で聴覚障害の児童生徒に対する教育方針の中で、最も重視されているのは「全面的な発達」である。中国では、個人の全面的な発達を「教育を受ける者の全面的な発達」と解釈し、生理と心理の二つの面を含んでいる。つまり、聴覚障害児生徒の聴覚潜在能力を掘り起こす一方で、健康な心理環境をつくるということである。聴覚障害は、児童全体の発達水準にも影響を及ぼす。中国の聴覚障害児童生徒の教育方式から見ると、聴覚障害の改善だけではなく、同時に潜在能力の開発も行われている。2007年に公布された「聾校義務教育課程設置実験方案」では、「欠陥補償を重視する」ことを「積極的に潜在能力を開発し、欠陥を補償する」に変えて、聾校課程設置の原則とし、現在も続いている。中国では聴覚障害児の教育に、「生徒の可能性」がより重視されていることが明らかに見える。多樣的、開放的な学校形態は、中国の近代教育の重要な特徴の一つである。「聴覚障害児を主流社会に取り込む」ことが授業や課程の主な目標としている。この目標を達成するためには、少なくとも聴覚障害児に4つの能力を身につけさせなければならない。それは「学習、生活、協力、生存」の能力である。課程の実践の方面で、生活実践、労働実践、職業技術の訓練を通して、聴覚障害の児童生徒に一步一步生活自理の能力、労働能力、就業能力を形成する。

以上より、中国から来日した聴覚障害児童生徒の支援においては、「生活」が一番重視すべきことである。なぜなら中国は国の集団意識の育成を重視していることに対して、日本における特別支援教育においては、個々の児童生徒の教育的ニーズの把握と障害の改善・克服を重視している。中国から来日した聴覚障害の児童生徒の支援においては、日本の特別支援教育体制を踏まえた生活に必要な知識を身につける必要がある。

このことについて、日本でどのような支援をすればいいかを検討すると「どのように障害のある外国人児童生

徒が異国に楽しく過ごしていくのか」といったことである。例えば、中国からの聴覚障害の児童生徒が新しい環境になれるように、様々な角度から実践を行うことであり、学校と関係機関及び家庭との連携が欠かせないものである。学校においては、児童生徒と保護者との生育歴に基づいて、本人と保護者のニーズを踏まえ、個別の指導や、中国語ができる支援者を側に訳して、手話や手書きといった方法を活用することで、理解しやすく説明することが望ましい。個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成も本人や保護者と関係機関の専門家と学校の教員との教育相談を定期的に連絡・調整することが求められる。心理的な支援においては、児童生徒の心身の発達傾向や日常生活の行動や問題を把握して、発達課題を踏まえて、楽しく日本の生活に慣れるように支援する。

また、個人の教育的ニーズに応じた障害の改善・克服も重要であるが、集団における触れ合いや対人関係の指導や支援の工夫を求められる。また、自立した生活が可能となるように、生活に必要な知識を身につける必要がある。社会福祉や家庭、学校は、協力し、よりよい環境や生活を提供できるように目指す必要がある。

3. 中国の随班就読から見た障害のある外国人児童生徒の支援のあり方について

1) 随班就読について

随班就読は、障害児教育の就学措置として、中国の義務教育の役割の一つとなっている。しかしながら、近年、就学後の支援やカリキュラムの編成など、教員の専門性を踏まえた教員養成が求められている。障害のある児童生徒のリソースルームを設置し、教育や福祉関連施設の合理的な調整の実施が必要とされている。教員不足や専門知識が不足する状況に対しては、特殊教育に関わる人材の育成が重点的に実施されることとなる。例えば、大学で特別支援教育という専門科目を設定し、なるべく多くの学生が特別支援教育の授業を受講する取り組みの工夫が必要であると考えられる。

2) 随班就読を支える仕組み

随班就読の就学形式は様々な種類があるが、主要な形式として、呂(2014, p.160)は「①通級クラス、②通級クラスプラス特別支援学校の教員巡回指導、③通級クラスプラス通級指導クラス、④通級クラスプラスリソースルーム、⑤通級クラスプラス言葉の教室」を示唆している。一方、随班就読という学校のみが主体ではなく、市町村教育委員会・教員・保護者及び専門家などがそれぞれの役割を果たしながら、相互に連携して実施する支援の枠組がある。市町村教育委員会は、随班就読を担う教師の専門性を向上させるため、児童生徒の障害に関する専門的な知識や技能を学ぶ研修等の機会を提供し、教員の福利厚生面の充実や提出物の対応、安心な支援体制

づくりなどについて、随班就読を円滑に推進可能な施策を行う。学校は、「随班就読が適切である」と判断された児童生徒を受け入れ、子どもの特別なニーズに合わせた指導及び学び場を提供する。そして担当教員は各教科の知識、生活指導更に支援機器の使い方、保管方法を教えると共に、障害のある子どもと障害のない子どもが、同じ場で共に学べる環境づくりを進める。保護者は、子どもの心を理解し、日常生活援助技術を磨くとともに、学校見学などに積極的に参加し、情報交換を行い、子どもに対するより適切かつ効果的な支援を図る。専門家チームは、教育、医療、心理学など、様々な分野の専門家から構成され、子どもの障害に関する検査を行い、そして本人・保護者・学校・市町村教育委員会との合意形成を図った上で、適切な就学先を決定する。

3) 随班就読の役割

社会は、それぞれの個人で構成されており、随班就読には、障害のある子どもが孤立しない、無視しない、諦めないという社会を構成する役割がある。障害のある子どもは生活や学習上の困難で、メインストリームの人々の進捗速度から逸脱することがないように、特別支援学校は良い教育支援を提供し、障害のある子どもが社会に溶け込ませることが最終目的である。孤立は障害のある子どもの社会的つながりを遮断し、彼らの生存空間を圧迫し、自己肯定感の低下といった心理状態を生み出し、自らが社会と相容れない存在と自認する状況を生じさせる可能性がある。孤立した子どもたちは、社会環境への認識が不十分であるため、反社会的な行動が生じる可能性も否定できない。随班就読は、障害のある子どもと障害のない子どもの差別や偏見に関する意識の減少や健全な発達を促すことに重要な意味がある。自信、信頼、互助、自律、自強、そして責任感などは、社会の一員として欠かせない資質である。教育においては、教育環境の設定も重要である。中国から渡日した障害のある児童生徒にとって教育環境は重要なことである。日本の特別支援教育の制度に適応するのは一番重視しなければならないことであるが、児童生徒にとって最も必要な支援は自分の価値を実現することであり、社会の一員としての意義を見つけることであると考えられる。日本において、随班就読のような全人的な教育環境を提供できる教育実践は、渡日した障害のある児童生徒に、より多くの人文知識、社会技能を付与し、同時に、児童生徒の成長と発達は、家庭の負担、社会的負担を減らすことにもつながると考えられる。

4. フィンランドのインクルーシブ教育からみた外国人児童生徒の教育的支援のあり方

Linda・Markku(2011)によると、フィンランドでは約30%の子どもが特別ニーズ教育を受けており、PISA

で好成績を示し続けている背景に特別ニーズ教育の積極的活用があることが指摘されている。フィンランドでは、9年間の義務教育について示したナショナルコアカリキュラムに従って、三段階支援が提起されている。是永(2013)は、これらが子どもの早期支援の機能を担っており、結果として低学力を予防することによって学力形成に良い影響を与えていると分析している。2014年に改訂された新しいナショナルコアカリキュラムには、多言語による教育が明記されている。フィンランドにおいてインクルーシブ教育は、障害のある子どもだけでなく、移民の子どもも含め、すべての子どもに対して行われるべきものであるという認識が強い。

フィンランドはEU加盟の影響を受け、1990年代から移民への支援を本格化しており、様々な文化や母語の背景を持つ子どもが増えている。しかし、Hanna-Maija Shnkkonenら(2014)によると、通常の学級に在籍する外国人児童生徒の学習困難の状態を見極めることは困難であり、学習困難が、言語に由来するものなのか、その他に原因があるのかの判別も非常に難しい。移民の子どもを教える9人の教員への聞き取り調査から、適切な言語支援や学校での柔軟な共同教授に加えて、学校でのアシスタントの活用が、多文化の子どもの学習と社会統合に効果的であることがわかった。また、個別に計画されたフィンランド語での通常教育に向けた準備授業から、通常教育への慎重な移行も重要であるとした。小曾・是永(2019)によると、実際に行われている支援策として、フィンランド語を学ぶことの重要性を教えること、様々な角度から言語を教えることができるような協働授業などが実施されている。また、人員確保の視点からもアシスタントの必要性が高まっている。

フィンランドには子どもの発達を支える様々な施設があるが、そこでもすべての子どもが適切な支援が受けられるように環境が整備されている。フィンランドの特別支援学校は日本の特別支援学校とは異なり、学習やコンサルティングのセンターとしての役割を果たしており、地域の児童生徒、教員、学校スタッフ及び保護者のためのトレーニングや教材の開発及び提供、研究などが行われている。ヘルシンキ市にある特別支援学校にはスウェーデン語に対応した特別支援施設があり、必要に応じてそこから各地へ教員や職員が派遣されるなど、できる限り多言語で学べる仕組みがある。さらに、フィンランドにはネウボラと呼ばれる施設も存在する。ネウボラとは、1944年の法制化から70年以上の歴史がある「妊娠期からの切れ目ない」ワンストップの子育て支援施設である。子どもの周辺に起きる問題の早期発見および有効な支援につながる成果を上げており、9割以上の家族が就学までネウボラに通う(下村・森田・平井, 2019)。ネウボラでもフィンランド語や英語が話せない家族に

は、国から派遣される通訳を介して対話が行われる。また、フィンランドのSave the Children “Pelastakaa Lapset”では、家庭などの背景に関係なく、すべての子どもの人権を守るための活動を行っており、その一環として里親支援プログラム“PRIDE”と連携して難民、特に親のいない未成年の子どもに対する支援ボランティアの育成や研修を実施している。

このようにフィンランドでは、社会全体で子どもを支える仕組みが充実しており、出身国や言語、文化等の違いに関係なく、すべての子どもが同じ支援を受けられるようになっている。学校での多言語に対応できる教員の確保や、ネウボラ等での通訳サービスなど十分ではない部分もあり、課題も残っている。しかし、「障害」という枠組みにとらわれずに多様なニーズがある子どもを社会全体で支えようとするフィンランドのインクルーシブ教育のあり方は、日本における外国人児童生徒への支援を考える上で重要になると考えられる。

5. 英国のインクルーシブ教育からみた外国人児童生徒の教育的支援のあり方

筆者らは、これまで英国のインクルーシブ教育について調査を行ってきた。ロンドン地区の多国籍、特別な教育的ニーズを要する子どもが多く在籍している地域では、チルドレンズセンターが設置されている。チルドレンズセンターとは、「就学前の子供のための保育やアクティビティ、妊娠中からの両親への支援、保健サービス、住居や財政の相談、言葉の問題や障害への支援、就労支援などが提供されており、担当地域における子供と家族に対するさまざまなサービスの中核」(内閣府, 2017)である。

幼少期からこれらのチルドレンズセンターでは、多様なプログラムが展開されており、ワンストップでの支援がなされている。同地域に所在のあるプライマリースクールでは、インクルーシブリーダーを中心に学力向上が図られていたが、National Test Results 2018-2019 for KS1において、Reading, Writing, MathsともすべてNational Resultを上回るか同率であった。家庭的な背景、移民、学習障害などの特別な教育的ニーズを要する児童に対して、通常学級においても座席に着席した一斉授業形態だけではなく、絨毯が敷かれた床面で円形に着席する、横並びになる、グループ学習になるなどの多様な学習形態がとられる。ティーチングアシスタントと一緒になされるティームティーチングでのグループ学習においてもクラスの全員が同一教材を行うのではなく、各グループに所属する児童の認知特性に応じて、画像などの視覚的教材も用いる場合や文字中心の教材を用いる場合もある。ティーチングアシスタントは、児童の特性に応じて、支援を要するグループの学習活動で、アドバイス

を行う。これらの学習活動以外にも貧困家庭を対象とした朝食タイムやクッキングの活動など多様な選択授業が設定されている。例えば、午後、下校前の30分間で、少人数制の選択授業であるが、感覚面を活用した学習支援のプログラムでは、紙媒体を用いたプリント学習やカードを用いたマッチングだけではなく、多感覚を活用した様々な教材が用いられている（高橋，2020）。通常学級に在籍する特別な教育的ニーズのある児童を対象として、下校時間の時間帯に短時間で取り組める内容の教材も設定されている（高橋・田中・牛込2020）。学校中では、教員以外にも School Dog がスタッフの一員として配属され、児童の心理的な安定に活躍している。

中学校から高等学校の年齢の生徒が在籍するコミュニティスクールにおいても通常学校に多国籍、多様な障害種の生徒が在籍しており、英国の古典劇文学について、多感覚を用いて理解する取り組み（高橋，2019）がなされており、コミュニティスクールにおいても、子どもそれぞれの特性に応じた学習カリキュラムに基づき、多様な子どもたちを包摂する学習活動が展開されている。これらの一連の地域での取り組みは、日本の今後の障害のある外国人児童生徒の支援を考えるうえでも参考になるだろう。

6. 米国の差別解消法と学校教育について

ここでは、田中・高橋（2017）の研究から、米国における障害のある子どもの支援について概観したい。米国カリフォルニア州においては、1990に示された IDEA（Individuals with Disabilities Education Act.）に基づき、障害のある児童生徒の教育が保障されている。例えば、無償で、適切な公教育を受ける権利である‘FAPE（Free Appropriate Public Education）’障害のある児童生徒の教育を拒否できない原則である‘Zero Reject’アセスメントを受ける権利である‘Fair Assessment’学校区との合意形成やジャッジを受ける権利である‘Due Process Hearing’、IEPのミーティングへの保護者参加権である‘Parents and Student Participation’障害の有無に関わらず学べる環境である‘Least Restrictive Environment’（最小制約環境）が保障されている。当時の調査は、米国に在住する日本人家族に協力していただいております、国籍に関係なく、様々な権利が保障されていることが理解できる。これらの制度は、日本国内での障害のある児童生徒の教育においても参考になるだろう。

IV. 考察

本研究から、以下の内容が考察される。

1. 障害のある外国人児童生徒の文化的な背景を踏まえた支援の必要性

本研究における外国人留学生からみた、障害のある外国人児童生徒の支援については、当該児童生徒の文化的背景を参照することの重要性が複数示唆されている。

また、筆者らのこれまでの海外調査においては、多国籍の国においては、多様な学習形態がとられている。高橋・津田・久井（2009）の調査によると、英国の学校においては、多文化の相互理解についても特別な教育的ニーズとして捉えられている。

日本の学校においても、障害のある外国人児童生徒の文化的背景や実態に応じて多様な学習形態をとることができるような柔軟な支援のあり方が求められよう。また、障害のある外国人児童生徒に対する日本語指導の体制を整備することで、教育がより効果的に実施されようと考えられる。併せて、高度な専門性と異文化理解を兼ね備えた特別支援教育に携わる教員を養成することも重要であると考えられる。

2. 社会から孤立させない取り組みの必要性

障害のある外国人児童生徒を支援するにあたっては、社会から孤立させないための関わりが重要であると考えられる。そのためには、地域社会で必要に応じて母国語での対応ができるような体制の整備や、学校や関係機関での集団でのふれあいが大切である。また、地域で生活することができるように、日本の文化やルールを理解するための支援も必要となるだろう。

3. 障害のある外国人児童生徒を含めた形での学校教育での支援体制の充実

どのような支援でも、外国人の障害のある児童生徒にとっても、支援される過程で、希望があり、目標があり、喜びを感じるの大切なことである。現状の特別支援教育体制下の学校教員の視点のみで、当該児童生徒のニーズを把握するだけではなく、対象となる児童生徒の気持ちをしっかりと理解する心理的な支援も必要である。外国人留学生が視覚障害の支援で提案していた、児童生徒と一緒に踊る方法のように、障害のある外国人児童生徒が社会とつながる方法を見つけ、社会環境の美しさを感じることや、自分の価値の発見すること、主体的に社会に参加する意欲を促すことも重要である。

また、障害のある外国人の児童生徒の支援についても障害の特性や発達程度によって、本人や保護者のニーズや要求に応じて、最大尊重しながら、支援方法や計画などを柔軟に調整して活用することが重要である。例えば、米国のような法律では、障害のある外国人児童生徒の教育も保障されている。無償で、適切な公教育を受ける権利で、障害のある児童生徒の教育を拒否できない原則で

あるという制度は、外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議（2020）が示唆している外国人児童生徒の就学状況にも関連があると考えられる。すべての子どもたちがその国で、教育を受けることができる制度や環境を作ることや互いに尊重し合い、助け合う雰囲気を作っていくことは、重要であろう。

謝辞

本研究にご協力いただきました皆様にお礼申し上げます。

備考

本研究は、科研費 18K02442、19K02614 の研究の一環で実施している。

文献

- 秋元美晴・河住有希子・藤田恵（2014）点字使用者の日本語学習に関する調査：日本語能力試験点字冊子試験受験経験者の日本語学習、恵泉女学園大学紀要、26、pp.283 - 294.
- 外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議（2020）外国人児童生徒等の教育の充実について（報告）
https://www.mext.go.jp/content/20200528-mxt_kyousei01-000006118-01.pdf（閲覧日：2021.9.7）
- Hanna-Maija Sinkkonen, Minna Kyttälä（2014）Experiences of Finnish teachers working with immigrant students, EJSNE, Vol. 29, Issue 2, 167-183.
- 国立障害者リハビリテーションセンター 発達障害報・支援センター「発達障害に関する外国人保護者向けパンフレット」
<http://www.rehab.go.jp/ddis/world/brochure/>（閲覧日：2021.6.28）
- 厚生労働省（2021）「外国人雇用状況」の届出状況まとめ
<https://www.mhlw.go.jp/content/11655000/000729116.pdf>（閲覧日：2021.9.7）
- 是永かな子（2013）フィンランドの通常学校における特別ニーズ教育の活用と学力形成、北ヨーロッパ研究 9 巻, pp.43 - 53.
- Linda J. Graham & Markku Jahnukainen（2011）wherefore are thou, inclusion? Analysing the development of inclusive education in New South Wales, Alberta and Finland, Journal of Education Policy, 26:2, pp.263-288.
- 文部科学省（2020）「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（平成 30 年度）」の結果の訂正

について

- https://www.mext.go.jp/content/20200110_mxt-kyousei01-1421569_00001_01.pdf（閲覧日：2021.9.7）
- 文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課（2019）外国人児童生徒等教育の現状と課題、
https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2019/08/23/1420501_004.pdf（閲覧日：2021.6.28）
- 文部科学省（2021）「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）（中教審第 228 号）
https://www.mext.go.jp/content/20210126-mxt_syoto02-000012321_2-4.pdf（閲覧日：2021.9.7）
- 内閣府（2015）平成 27 年度『諸外国における子供の貧困対策に関する調査研究』報告書
https://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/chousa/h27_gaikoku/1_03_3.html（閲覧日：2021.7.7）
- 境圭介・都築繁幸（2012）発達障害が疑われる外国人児童の支援の在り方について、障害者教育、福祉学研究 8. pp.35 - 40.
- 下村萌・森田昌嗣・平井康之（2019）サービスデザインの視座に基づくネウボラ調査—フィンランドの子育て支援に関する研究—、デザイン学研究, 65(3), pp.15 - 22.
- 高橋眞琴・津田英二・久井英輔（2009）特別な教育的ニーズに関わる支援者の態度形成：英国マンチェスター地区実態調査からの考察、神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要 2(2), pp.83 - 92.
- 高橋眞琴（2019）英国の通常学校における重度・重複障害のある生徒を対象とする劇文学学習支援：多感覚を用いた学習支援を手がかりに、日本特殊教育学会第 57 回大会（2019 広島大会）ポスター発表 P16 - 06.
- 高橋眞琴（2020）英国の通常学級における感覚を生かした学習支援、一般社団法人日本 LD 学会第 29 回大会（兵庫）論文集, pp.249 - 250.
- 高橋眞琴・田中淳一・牛込彰彦（2020）英国の通常学級における自立活動 BOX の取り組み、一般社団法人日本 LD 学会研究集会（兵庫）ポスター発表 PB6.
- 高橋眞琴・田中淳一（2017）障害者差別解消法と学校教育—米国カリフォルニア州での特別教育を経験して—、鳴門教育大学学校教育研究紀要 33, pp.31 - 39
- 呂 曉彤（2014）「中国における「随班就読」のシステムについて」『帝京科学大学紀要』Vol.10, pp.159 - 162.